

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) 株式会社 大成ホーム 浦添市牧港3-39-11
47007727 代表者 喜名 景秀
(土木A、建築特A)

2 指名停止期間

令和4年3月29日～令和4年4月28日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

4 事実概要

株式会社 大成ホームは、企業局建設課発注の「北谷浄水場2系ろ過池建築工事」において、柱脚アンカーボルトの材質を SN490 で施工すべきところ、SN400 で施工しており、性能不足が判明した。

5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第2号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき (かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内